

支給認定証について

つくば市幼児保育課 029-883-1111（内線1554）

◆支給認定証とは？

支給認定証は、認可の保育施設を利用する資格があることを、市が証明する書類です。入所承諾・保留に関わらず、申請をした方全員に対して交付されます。

認定内容には、認定区分、保育必要量、保育を必要とする事由、認定期間の4つの項目があります。

①認定区分

認定	利用施設	対象年齢
1号	教育施設利用	満3歳以上の幼稚園児
2号	保育施設利用	3歳の誕生日の前日から小学校就学前日まで
3号		0歳から3歳の誕生日の2日前まで

②保育必要量

名称	保育可能時間	対象
保育短時間	基本利用時間 最大8時間まで	・勤務時間月120時間未満 ・求職活動中、育児休業中等
保育標準時間	基本利用時間 最大11時間まで	・勤務時間月120時間以上 ・疾病、出産、介護等

※就労時間は父母のうち就労時間が短い者に準じます。

③保育を必要とする事由

事由（9種類）				
就労	育児休業	介護・看護	疾病・障害	その他
就学	災害復旧	妊娠・出産	求職活動	

④認定期間

生年月日や保育事由によって個別に設定されます。

※支給認定証は保育施設への入所が決まったことの通知ではありません。

※認定内容の変更や、市外への転出の際には御返却いただくものとなりますので、大切に保管をお願いいたします。

◆よくあるご質問

Q. 有効期間が途中で切れている

① 3か月で切れている場合

就労証明書（勤務開始前に取得したもの）もしくは求職活動に関する申立書（求職活動）で申請した方、証明書類を後日提出予定（認定変更申請書のみを先に提出済）の方は、有効期間を3か月で認定しております。期間を延長するためには、教育・保育給付認定の変更申請を行っていただくか、不足書類の御提出が必要です。

② ①に当てはまらない場合

証明いただいた保育にあたれない事由に期限がある方（例：就学者の卒業予定日、診断書・障害者手帳の有効期間、育児休業・産前産後休業など）は期限までで認定されます。有効期間の延長を希望する場合には教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。

Q. 育児休業、求職中、月120時間未満の就労だが標準時間での認定を受けたい

原則は短時間での利用となります。就労時間が月120時間未満で、出勤もしくは退勤がお迎えの時間と被ってしまう方は、その旨を幼児保育課に申告したうえで申請をしてください。また、育児休業中もしくは求職中の方で、ほかに保育にあたれない事情がある方は、証明書を準備のうえ、標準時間でお使いいただける事由への変更をしてください。詳しくは、幼児保育課に御相談ください。